

議案番号	件 名						
提案課名	内 容						
議案第 1 7 号	三田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について						
介護保険課	<p>【改正趣旨】 保健福祉事業実施を明文化するとともに、保険料の見直し等を行うに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 保健福祉事業の新設 「家族介護用品支給事業」について、地域支援事業の任意事業としての実施を終了し、介護保険法に基づく保健福祉事業として実施する。 保険料の見直し 令和3年度から令和5年度までの保険料率について、現行料率を維持するよう規定を改正する。併せて、令和2年度保険料率の特例に係る規定を削る。 基準所得金額の見直し 国の第1号被保険者の所得分布調査の結果に基づき、介護保険法施行規則に定める保険料算定に係る基準所得金額が見直される。これに伴い、当該条例においても基準所得金額を同様に改正しようとするもの。 <table border="1" data-bbox="483 1294 1394 1570"> <tbody> <tr> <td>第6段階と第7段階を区分する 基準所得額</td> <td>125万円 ⇒120万円</td> </tr> <tr> <td>第7段階と第8段階を区分する 基準所得額</td> <td>200万円 ⇒210万円</td> </tr> <tr> <td>第8段階と第9段階を区分する 基準所得額</td> <td>300万円 ⇒320万円</td> </tr> </tbody> </table> 地方税法の一部改正による見直し 地方税法314条の2第7項が同条第6項に改められたことに伴い、第15条第4号中「地方税法第314条の2第7項」を「地方税法第314条の2第6項」に改める。 <p>【施行期日】 令和3年4月1日（4.については、公布の日。）。</p>	第6段階と第7段階を区分する 基準所得額	125万円 ⇒120万円	第7段階と第8段階を区分する 基準所得額	200万円 ⇒210万円	第8段階と第9段階を区分する 基準所得額	300万円 ⇒320万円
第6段階と第7段階を区分する 基準所得額	125万円 ⇒120万円						
第7段階と第8段階を区分する 基準所得額	200万円 ⇒210万円						
第8段階と第9段階を区分する 基準所得額	300万円 ⇒320万円						